

議案第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

（別紙のとおり）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第1号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成21年逗子市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症。以下同じ。)」に改める。

(逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第2条 逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年逗子市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症)」に改める。

(逗子市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 逗子市国民健康保険条例（昭和34年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下同じ。）」に改める。

（新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例の一部改正）

第4条 新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例（令和2年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下同じ。）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。